

花いっぱい運動定着化促進事業の支援金を充当できる経費一覧

	区 分	支援対象経費として		
		認められるもの	認められないもの	
1	花苗・種子・球根 購入費	○草花苗、種子、球根		
2	プランター等 購入費	○プランター、植木鉢、鉢受皿、連結ポット、 園芸ネット、園芸用ブロック、柵、柵の防腐剤、 立て札、支柱、ピートバン(播種用)、播種用土 等		
3	肥料・消毒に係る 経費	○化成肥料、腐葉土、有機質肥料(鶏糞、牛糞等) ○農薬(殺虫、殺菌剤、土壌消毒剤)、虫除け剤、液肥 砂利(園芸・花壇等に使用するもの) ※花壇整備に係るものに限定	○虫除け剤(作業用)	
4	花壇造成 整備費	用具類	○鎌、三角鎌、箕、スコップ、レーキ、熊手、万能 フォーク、水桶、じょうろ、ホース、ほうき、 ちりとり、ポリタンク、水撒き用柄杓、バケツ、 刈払機の替刃、ハスロ(灌水用)、剪定ばさみ、 その他花壇整備で使用する掃除道具	○花壇や木への装飾品 ○ベンチ ○謝礼として配布する替刃
		機材	○一輪車、台車、刈払機購入費、耕運機購入費、 用水路等からの汲み上げに使用するポンプ購入費、 花壇整備に使用する機材購入費、 ただし、支援金の5割を超えない範囲 (3年間で上限：¥25,000) ※花壇整備に係るものに限定	○草刈り機・耕運機等の機械の 修繕費 ○作業者が身につける衣類等
		燃料費	○刈払機・耕耘機燃料費(上限年間¥2,000) ※花壇整備に係るものに限定	○ガソリン代(車両用)
		消耗品	○草取り廃棄用ごみ袋、ポリマルチ	
5	対象にならない経費		○通帳用印鑑作成費、ゴム印代 ○事務用品(筆記用具・用紙等) ○使用料 (施設や機材利用料・借用謝礼等) ○郵送料・手数料 (購入品等の郵送料及び銀行振込手数料) ○食事・飲料代 ○物置 ○交通費及び旅費 ○講師謝金 ○認定通知日(令和5年10月27日) 前に購入したもの	

※上記は、主な例です。支援対象経費となるか不明な場合は、事前にご相談ください。

※支援対象経費として認められないもの及び精算の結果残金が発生した場合は、返還となります。

ご不明な点は、事前にご相談ください。